

令和 4 年 度
埼玉県介護分野就職支援金
貸付の手引き

令和 4 年 6 月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

目次

1	事業の概要	1
2	申請	2
3	貸付	3
4	返還	4
5	返還の猶予・免除	4
6	届出義務	5
7	様式一覧	5
8	問い合わせ先	6
9	注釈	6
10	資料	
	(1) 埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱	7
	(2) 様式集	11

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野の介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付を実施し、迅速に新たな介護人材の確保を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付の対象者

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに下記①の研修を修了した者で、かつ令和4年4月1日以降に下記②の事業所又は施設等に介護職員として就労（内定）した者。

ただし、下記①の研修の修了日または下記②の事業所又は施設等に介護職員として就労した日のいずれか一方が令和3年4月1日から令和4年3月31日までである場合も、申請の対象となります。

① 次のいずれかの研修を修了した者

ア 介護職員初任者研修を修了した者

イ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する実務者研修を修了した者

② 埼玉県に所在する介護保険サービス事業所又は施設等^{*1}に介護職員として就労した者又は就労を予定（内定）している者（2年以上（1年あたり180日以上）の勤務が想定される者）

※1 障害福祉サービスを提供する施設、事業所は対象となりません。

- ・貸付回数は、一人当たり一回限りとします。
- ・「潜在介護職員再就職準備金貸付事業」及び「障害福祉分野就職支援金貸付事業」による貸付を受けたことがある者は、対象外です。
- ・「福祉系高校修学資金貸付事業」及び「介護福祉士修学資金貸付事業」における「就職準備金」を受けたことがある者は、対象外です。
- ・原則として、本貸付と同種の貸付・補助金との併用はできません。

(4) 貸付額及び貸付回数

貸付額は、200,000円と介護分野就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額（千円未満切捨て）とします。

貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとします。

(5) 貸付予定人数

800名

(6) 貸付方法及び利子

貸付は、県社協会長と貸付対象者との契約により行います。また、利子は無利子とします。

(7) 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければなりません。

なお、貸付を受けようとする者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代

理人でなければなりません。

連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

(8) 留意事項

- ① 申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付を決定します。なお、審査結果によっては貸付決定とならない場合があります。
- ② 貸付申請をする場合には、県福祉人材センターへの介護の資格の届出が必要です。
- ③ この貸付は、指定期間内（1「(3) 貸付の対象者」参照）に研修を修了し、新たに介護職員として就職する方が対象となります。
- ④ 貸付金の送金は、業務従事届の提出による就労の確認及び研修の修了証等による受講修了の確認をした後に行います。

2 申請

(1) 申請書類

借受申込者は、次に掲げる書類を作成し、県社協にご提出ください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

①	介護分野就職支援金貸付申請書（様式第1号）	
②	介護分野就職支援金利用計画書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	
④	研修の受講を証する書類	研修の修了証の写しなど
⑤	就職（内定・決定）証明書（様式第4号）	就職先が証明するもの
⑥	同意書（様式第12号）	
⑦	申請者の住民票	3か月以内に取得したもの （本籍記載あり、マイナンバー記載なしのもの）
⑧	連帯保証人の住民票	
⑨	連帯保証人の収入を証明するもの	最新年度の課税証明書等

※ 介護福祉士等届出制度で研修を修了した旨の届出をしてください。

届出については、こちらをご覧ください。

<https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/notification.html>



(2) 申請締切

令和5年3月31日（必着）

(3) 申請方法

下記提出先の住所に申請書類を送付してください。不着等の事故を防ぐため、必ず特定記録郵便等で郵送してください。

【申請書類提出先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒330-8529

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話番号 048-824-3370

(4) 資金交付までの主な流れ

申請者（貸付要件を全て満たす者）

- ① 介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した者又は研修を受講決定している者
↓
- ② 埼玉県に所在する事業所又は施設に介護職員として就労した者又は就労を予定（内定）している者
↓
- ③ 貸付申請
↓
- ④ 県社協にて申請書類をもとに貸付の可否を審査
↓
- ⑤ 県社協から貸付決定または不承認通知を交付
↓
- ⑥ 借用証書、業務従事届、返還猶予申請書等の提出
↓
- ⑦ 県社協から資金を交付（指定口座に送金）

3 貸付

(1) 貸付額

貸付額については、200,000円以内とし、就職するのに必要となる経費に充当するものの額（千円未満切捨て）とします。

なお、貸付額は、介護職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものです。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加費又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(2) 貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付可否を決定します。貸付ける旨を決定したときは貸付額を、貸付けない旨を決定した時はその旨を、借入申込者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた者は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼りつけた借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書（連帯保証人の分も含む）、介護分

野就職支援金振込口座申請書（様式第6号）、返還猶予申請書（様式第10号）、業務従事届（様式第11号）をご提出いただきます。

（3）貸付金の交付

貸付金は、申請者から借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書等の必要書類がすべて提出された日の翌月末までに、指定口座に一括で送金します。ただし、書類が不足している場合や、申請状況等によりさらに日数を要することがあります。

（4）貸付契約の解除

資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるときは、契約を解除します。

なお、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるときとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ② 死亡したとき
- ③ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

4 返還

（1）返還の内容

次のいずれかに該当するときは、月賦、半年賦又は一括のいずれか希望する方法により1年以内に返還しなければなりません。その場合は、返還計画申請書（様式第8号）をご提出いただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

（2）延滞利子

正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない期限までにこれを返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

5 返還の猶予・免除

（1）返還の猶予

次のいずれかに該当し、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予します。その場合は、返還猶予申請書（様式第10号）等をご提出いただきます。

- ① 県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2) 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、返還債務を免除します。その場合は、返還免除申請書（様式第9号）をご提出いただきます。

- ① 研修終了後、介護職員として就労した日から、県内において2年の間、引き続き、介護職員の業務に従事したとき

※2年の間とは、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した日数が360日以上とします。

※業務従事先の法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において介護職員の業務に従事した期間・日数については、上記期間・日数に算入します。

※他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、上記期間には算入しないものとしますが、引き続き、介護職員の業務には従事しているものとして取り扱います。

- ② 介護職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員として継続して従事することができなくなったとき

6 届出義務

この貸付に関する届出事項（住所・氏名・連帯保証人等）について、変更があった場合は、異動届（様式第7号）をご提出ください。

7 様式一覧

埼玉県介護分野就職支援金貸付にかかる様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

【各種様式】

名 称	様式番号
介護分野就職支援金貸付申請書	様式第1号
介護分野就職支援金利用計画書	様式第2号
誓約書	様式第3号
就職（内定・決定）証明書	様式第4号
借用証書	様式第5号
介護分野就職支援金振込口座申請書	様式第6号
異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第7号
返還計画申請書	様式第8号
返還免除申請書	様式第9号
返還猶予申請書	様式第10号
業務従事届	様式第11号
同意書	様式第12号
辞退届	様式第13号

8 問い合わせ先

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-6 5彩の国すこやかプラザ内

電話 048-824-3370 FAX 048-833-8062

○埼玉県 福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3232 FAX 048-830-4781

9 注釈

(*注1) 連帯保証人について

- ①連帯保証人は、貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- ②連帯保証人は、申込時点で75歳未満であることが望ましいです。
- ③連帯保証人は、日本国籍を有する方、又は永住者とします。
- ④借受申込者が外国籍である場合など、やむを得ない理由により個人の連帯保証人が立てられない場合は、県社協まで御相談ください。
- ⑤連帯保証人は貸付対象者と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利息を包含するものとし、
- ⑥借受申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。
- ⑦連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人（原則近親者）を立てていただきます。
※連帯保証人が2名必要となる場合は、介護分野就職支援金貸付申請書（様式第1号）の連帯保証人欄をコピーしていただき、連帯保証人を2名立てたうえで申請してください。
- ⑧申請書類受付後、連帯保証人あてに連帯保証の意思確認のために電話連絡をすることがあります。連絡がつかない、又は記入をしていない等の事実があった場合は、審査することができませんので、申請書類を返却します。

(*注2) 他制度利用の場合について

- ①他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行い、県は必要な原資及び事務費を補助する。

第3 貸付対象者、貸付額及び貸付回数

貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者又は社会福祉士及び介護福祉士法に規定する実務者研修を修了した者（「埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」（令和3年7月8日福祉部長決裁）の第4「潜在介護職員再就職準備金貸付事業」及び第5「障害福祉分野就職支援金貸付事業」により貸付けを受けたことがある者を除く。）。
 - (2) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。
 - (3) 県社協会長が定める様式による介護分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。
- 2 貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が県社協会長に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

また、就職と同時に研修を受講する場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることができるものとし、第7の1の「介護職員等として就労した日」は、「研修を修了した日」に読み替えるものとする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第4 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第5 連帯保証人

- 1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。
- 2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第6 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

第7 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、本事業による貸付けを受けた者が、地域の介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協会は本事業による貸付けを受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸付けを受けた者に対して、知事が定める時期に現況届の提出を求め、貸付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

- (1) 第3の1の(2)の介護職員等として就労した日から、埼玉県内（以下、「県内という。」）において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、埼玉県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

第8 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から1年（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第9 返還の債務の履行猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 1 県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第10 返還の債務の裁量免除

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 県内において180日以上、介護職員等の業務に従事したとき
返還の債務の額の全部又は一部

第11 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに

要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第12 会計経理

- 1 県社協は、本事業に関するサービス区分を設け、本事業の会計経理を明確にしなければならない。
- 2 県社協は、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金を、本事業に関するサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合、県社協は、廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された本事業による貸付額に相当する金額を県に返還するものとする。

第13 事業報告

- 1 県社協会長は、本事業の遂行状況に関し知事の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。
- 2 県社協会長は、四半期ごとの事業運営実績について、別に定める様式により知事に報告しなければならない。

第14 その他

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、知事が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【連帯保証人欄】 ※連帯保証人本人が記入してください

フリガナ					申請者との関係
連帯保証人氏名					
生年月日	西暦	年	月	日	(歳)
住所 電話番号	〒 — 電話 自宅 () — 携帯 () — <small>※日中、ご連絡の取れる電話番号をご記入ください。 ※連帯保証の内容を十分ご確認のうえご記入ください。</small>				
勤務先	名称			収入	前年収入 円
	住所 連絡先	〒 — 電話 () —			
負債状況	有無	有・無	金額	円	内容
	現在 状況	借受中・返済中・猶予(据置中)・滞納・債務整理中・免責 その他 ()			
備考					

注1 申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

注2 連帯保証人は安定した収入のある方でなければなりません。

注3 連帯保証人である法定代理人に収入がない場合は、法定代理人に加えて、安定した収入のある方を連帯保証人にさせていただきます。

【同意事項】

- 1 申請者及び連帯保証人は、この申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 2 申請者及び連帯保証人は、記載した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
- 3 本資金は、審査の上、貸付けの可否について決定いたします。審査の結果、御希望に添えない場合があります。なお、審査の結果、不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。
- 4 破産の申立ての準備、手続き中または破産後免責決定が下りていない場合は、本資金の貸付の対象とはなりません。

介護分野就職支援金利用計画書

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会会長 様

ふりがな		
氏名		
生年月日	西暦	年 月 日
住所	〒 日中の連絡先(自宅・携帯) () -	
終了した研修名 ※該当する()に○ を付けてください。	() 介護職員初任者研修 () 実務者研修	
研修終了日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日)	※就職と同時に研修を受講する場合、上段に研修終了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修開始予定日を記載してください。
研修実施機関名		
借入希望金額	金 円(20万円以内) (千円未満切り捨て)	
借入の目的 ※☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 貸付金は以下の用途に使用します。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの預け先を探す際の活動費 ・介護に係る軽微な情報収集講習会参加費、参考図書等の購入費 ・介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ・通勤用の自転車又はバイクの購入費 ・その他、就職する際に必要となる経費 </div>	
勤務(予定) 施設名称		
勤務(予定)先 住所・連絡先	〒 — 電話 () —	
勤務開始日 (予定日)	令和 年 月 日	

誓約書

年 月 日

私は、埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定に従うことを誓約します。

申請者 住所
(自署)

氏名

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、上記申請者の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住所
(自署)

氏名

申請者との関係

就職（内定・決定）証明書

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会会長 様

住所	〒 _____	
	電話 自宅 () _____	_____
	携帯 () _____	_____
フリガナ	_____	生 年 月 日
氏名	_____	西暦 年 月 日 (歳)

下記のとおり介護職員等の業務に雇用が（内定・決定）しました。

業 務 従 事 先	所在地及び 電話番号	〒 _____ 電話 () _____
	法人名及び 施設・事業所名称	_____
	施設・事業所 種別	_____
	職 種	介護職員等
	雇用形態 (該当に○)	正職員・非常勤職員・パート又はアルバイト・ その他 ()
	雇用契約内容	1週間あたりの勤務日数 週 () 日 ※ただし、1年あたり180日以上勤務が想定される者
	介護保険 事業所番号	_____
業務開始（予定） 年月日		年 月 日 から

上記のとおり（内定・決定）していることを証明します。
併せて、当該施設は、埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱第3の1の(2)の事業所又は施設に該当することを証明します。

年 月 日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

印



借用証書

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		生年月日		西暦	年	月	日	歳
借受人 (自署)	フリガナ							
	氏名	(登録実印)						
	住所	〒						
	電話	自宅		携帯				

私は、次のとおり埼玉県介護分野就職支援金貸付を受けました。この資金は埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定に従い返還します。

借用金額	円
------	---

連帯保証人 住 所
(自署)

借受人との関係 (登録実印)

氏 名

私は、連帯保証人として借受人に上記の通り履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を負担します。

法定代理人 住 所
(自署)

借受人との関係

氏 名 (印)

法定代理人 住 所
(自署)

借受人との関係

氏 名 (印)

介護分野就職支援金貸付振込口座申請書

年 月 日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会会長 様

住所	〒 -	
フリガナ		貸付番号
氏名		

私は、次のとおり資金振込口座を申し出ます。

振込先	金融機関等の名称	支店名称・コード					
	口座の種類	1 : 普通預金 2 : 当座預金					
	口座番号						
フリガナ							
口座名義							

※口座名義は借受人本人のものでなければなりません。

※通帳の写しなど、上記の内容が確認できるものを添付してください。

異 動 届
(住所・氏名・連帯保証人等)

年 月 日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会会長 様

(届出者)

住 所

氏 名

電話番号

【貸付番号】

埼玉県介護分野就職支援金貸付に関する届け出事項について、変更があったので下記のとおり届け出ます。

記

変更事項		借受人の 住所・氏名・電話番号・勤務先・死亡 連帯保証人の 住所・氏名・電話番号・勤務先・死亡	(変更後)	(変更前)
借受人	住所 TEL	〒		
	氏名			
	勤務先 名称			
	所在地 TEL			
連帯保証人	住所 TEL	〒		
	氏名			
	勤務先 名称			
	所在地 TEL			

※住所変更の場合は、住民票（本籍記載あり、マイナンバー記載なし、発行から3ヶ月以内のもの）を添付すること

※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付すること

※死亡の場合は、除籍証明書（又は死亡診断書の写し）等を添付すること

【介護分野就職支援金】

返 還 計 画 申 請 書

年 月 日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

【貸付番号】

埼玉県介護分野就職支援金貸付事業により貸付けを受けた資金を下記のとおり返還します。

記

借受人		
借受金額	円	
返還金額	円	(初回 円) (2回目以降 円)
一部免除申請	有 ・ 無	
返還方法	1 月賦(回払い) 2 一括 <small>注 1を選択する場合、その回数は12回以内とする。</small>	
返還期間	年 月 日～ 年 月 日	
現在の就業先等	名称	
	住所	〒
返還理由	1 貸付契約が解除された 2 埼玉県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなった 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 4 その他 ()	

【介護分野就職支援金】

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

【貸付番号】

埼玉県介護分野就職支援金貸付事業により貸付けを受けた資金の返還について、返還の免除を受けたいので次のとおり申請します。

記

借受人氏名	
借受金額	_____ 円
返還免除 申請額	_____ 円
申請理由	1 県内で2年の間、介護職員等の業務に従事した 2 介護職員等の業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなった。 3 その他 (_____)

※ 申請理由1の場合は、様式第11号「業務従事届」を添付すること

※ 申請理由2の場合は、労働災害に認定されたことが分かる書類、診断書等を添付すること

業務従事届

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会会長 様

住所	〒 ー		電話 自宅 () ー
			携帯 () ー
フリガナ		生 年 月 日	
氏名		西暦	
	【貸付番号	年 月 日	(歳)
	】		

下記のとおり介護職員等の業務に従事していますので届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 ー	電話 () ー
	法人名及び施設・事業所名称		
	施設・事業所種別		
	職 種	介護職員等	
	雇用形態 (該当に○)	正職員・非常勤職員・パート又はアルバイト・その他 ()	
	介護保険事業所番号		
業務開始年月日	年 月 日 から ※ 資格を取得したうえで業務を開始した日を記入してください ※ 就職後に資格を取得した場合は、資格取得日を記入してください		
在職期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務中断期間	※上記在職期間のうち、業務中断期間がある場合は記入 年 月 日 ~ 年 月 日 (中断理由:)		
業務従事日数	日		

上記のとおり、申請者が介護業務に (従事している・従事していた) ことを証明いたします。

併せて、就労先の要件に該当する事業所又は施設であることを証明いたします。※
※就労先の要件：県内の介護保険サービス事業者又は施設等

年 月 日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

印

【介護分野就職支援金】

様式第11号

業務従事届

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会会長 様

住所	〒 _____	
	電話 自宅 () _____	携帯 () _____
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		西暦 年 月 日
	【貸付番号 _____】	(歳)

下記のとおり介護職員等の業務に従事していますので届け出ます。

業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 _____ 電話 () _____
	法人名及び 施設・事業所名称	
	施設・事業所 種別	
	職 種	介護職員等
	雇用形態 (該当に○)	正職員・非常勤職員・パート又はアルバイト・ その他 ()
	雇用契約内容	1週間あたりの勤務日数 週 () 日 ※ただし、1年あたり180日以上勤務であること。
	介護保険 事業所番号	
業務開始 年月日	年 月 日 から ※資格を取得したうえで業務を開始した日を記入してください ※就職後に資格を取得した場合は、資格取得日を記入してください	

上記のとおり従事していることを証明いたします。

併せて、当該施設は、埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱第3の1の(2)の事業所又は施設に該当することを証明します。

年 月 日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

印

同意書

年 月 日

私は、下記の各号の事項に同意します。

- 1 申請者及び連帯保証人は、申請者の記載事項が真実かつ正確であることを保証することとします。
- 2 記載した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
※必要な範囲には、埼玉県、さいたま市、県福祉人材センター、勤務している事業所等と申請者の手続き等の状況につき情報を共有し、必要な支援を行うことを含むものとします。
- 3 本資金は、審査の上、貸付の可否について決定いたしますので、審査の結果、希望に添えない場合があります。なお、審査の結果、不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。
- 4 本貸付を通じて取得した個人情報は、本人の同意なく、本貸付の目的以外に利用すること、及び、上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業の目的以外への利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令の基づく場合。
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 5 次の各号の事項を確約します。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - ③ 本契約の締結から契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 埼玉県社会福祉協議会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて埼玉県社会福祉協議会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 6 次のいずれかに該当した場合には、埼玉県社会福祉協議会から何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ① 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反した行為をした場合
- 7 この契約が解除された場合には、解除により生じる損害について、埼玉県社会福祉協議会に対し一切の請求を行わない。

(申請者) 住所
(自署)

氏名

(連帯保証人) 住所
(自署)

氏名

(宛先)
埼玉県社会福祉協議会会長 様

辞 退 届

年 月 日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

(届出者)

住所

氏名

下記の事項について届け出ます。

記

届出事項	貸付辞退 (契約解除)		
貸付対象者 氏名		貸付番号	
届出者との 関係			
養成施設等名			
届出理由	※具体的にご記入ください。(例:〇〇の理由により、□□となった。等)		
届出事項の 発生年月日	年	月	日
備考			